

子どもの権利条約（CRC）日本機関誌

子どもの権利モニター

No.134

子どもの権利のためのNGO
子どもの権利条約（CRC）日本

〒168-0081 東京都杉並区宮前1-14-3
Tel: 03-5941-9560 Fax: 03-5941-9561
Mail: office@crc-japan.org HP: http://crc-japan.org

総会・学習会が開かれます

CRC日本の総会と学習会が、2019年7月15日（月・海の日）午前10時30分から午後5時にかけて、渋谷区氷川区民会館で開かれます。詳しいご案内が次頁（2頁）以下に掲載されています。

CRC日本総会は、午前10時30分から午後12時30分までで、昨年度の活動報告と決算、本年度の活動方針と予算案、ブックレット出版のご案内、規約改正等が報告審議されます。

学習会は、午後2時から同5時にかけて、『なぜ虐待はなくなるのか——おとなの都合と子どもの言い分』というテーマで、ワークショップを交えながら行われます（5頁参照）。子どもの権利の本質に迫る議論が展開されます。ぜひご参加ください。

国連、日本政府に勧告を提出

ついに、2019年2月1日、「子どもの権利条約」に関する「第4・5回総括所見（勧告）」が、国連から日本政府に対して出されました。この「第4・5回総括所見（勧告）」にあたっては、CRC日本も3本の報告書を国連に提出し、国連との対話を行い、8名の子どもたちが国連で意見表明と対話を行いました（権利モニター131号～133号に詳しく掲載）。勧告に取り上げられたCRC日本のテーマを中心に、今回の勧告の要点を照会します（8頁以下参照）。総括所見の内容の全般とその評価については、次回権利モニターと一緒に、ブックレットとしてみなさまにお届けします。

委任状同封、その他のお知らせとお願い

委任状が同封されています。委任状を含む3分の1以上の会員が出席されないと、規約改正を行うことができません。毎年委任状の返信率および総会への出席率が大変低いため、苦肉の策として、明示の反対が返信されない限り、議案について議長に委任して下さったものとさせていただきます。また、今後会員を続けられるかどうかについてのご返信率も大変低いですが、今回あらためてご返信をくださるようお願いいたします。また、会員を続けられる方は、ぜひメールアドレスを教えてください。もちろんメールアドレスは厳重に管理保管します。今後お知らせや電子版ブックレットや権利モニターの送付を、原則としてデジタル化したいと考えています。